

## 「青森オフィス町内会」運営規約

### (名称)

第1条 本会は、青森オフィス町内会と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、株式会社伸和産業青森支店（青森市大字油川字岡田 122）に置く。

### (目的)

第3条 本会は、事業を営む者と古紙回収業者が協力して、事業所・オフィスから排出される古紙の効率的な回収・リサイクルを行うことにより、本県におけるリサイクルの推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の事業所・オフィスからの古紙の回収に関すること。
- (2) 古紙リサイクルに関する情報提供に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の排出事業者会員及び回収事業者会員で構成する。

- (1) 排出事業者会員 青森市で事業を営む法人若しくは個人、又はオフィス賃貸ビルの所有者等で、第3条の目的に賛同した者。ただし、原則として既に古紙回収業者と契約している者は除く。
- (2) 回収事業者会員 本会の運営する共通回収便による古紙回収を行う青森市古紙リサイクル事業協同組合員。

### (排出事業者会員の入退会)

第6条 排出事業者会員になろうとする者は、本規約を承認の上、本会に入会申込書（様式1）を提出しなければならない。

2 排出事業者会員が本会を退会しようとするときは、書面をもって行う。

3 排出事業者会員が1年以上古紙分別回収への参加がないときは、退会したものとみなす。

### (総会)

第7条 総会は、会員をもって構成し、原則として毎事業年度（4月～3月）1回以上、事務局代表が招集して開催する。

2 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 本規約の制定及び改定
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

#### (議長)

第8条 総会の議長は、事務局代表が務める。

#### (議決)

第9条 総会の議決は、総会に出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第7条 第3項及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### (事務局)

第10条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、青森市古紙リサイクル事業協同組合がこれを務める。

2 事務局に事務局代表1名及び副代表若干名を置く。

3 副代表は事務局代表を補佐し、事務局代表に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ事務局長が指名した順によってその職務を代行する。

#### (古紙回収システム)

第11条 古紙の回収は、回収事業者会員が、複数の排出事業者会員の事業所・オフィスを効率的・経済的に巡回する共通回収便により行う。

2 古紙の分別回収は次の区分を基本とし、排出事業者会員と回収事業者会員と協議して定める。

(1) 一般古紙

①段ボール

②新聞

③ミックス系(①、②を除く書籍、雑誌、コピー用紙等)

(2) 機密文書

3 排出事業者会員は、事業所・オフィス内において分別した古紙を区分ごとに、原則として1建物につき1箇所に集積する。

4 回収日、回収頻度等の回収に係る事項は、回収事業者会員と排出事業者会員が協議して定める。

### (回収費用)

第 12 条 一般古紙の回収費用は無料とする。

2 機密文書の回収費用は有料とし、料金は次表の処理方法に応じて、取り扱う回収事業者会員が定めるところによる。この場合、回収事業者会員は、事前に経費単価の見積書を排出事業者会員に提出し、排出事業者会員は同意した単価に基づく料金を負担する。

①シュレッダー車で裁断	専用のシュレッダー車が、その場で文書を裁断し、製紙工場へ搬入
②専用工場で破碎	段ボール未開封のまま専用工場シュレッダー処理し、製紙工場へ搬入
③箱ごと溶解	段ボール未開封のまま製紙工場の溶解釜へ投入

3 機密文書の回収費用の支払いは、排出事業者会員が回収事業者会員からの請求に基づき、請求があった月の翌月末までに指定口座に送金する。

4 排出事業者会員から回収した古紙の売却代金は、回収事業者会員の収入とし、回収費用に充てる。

### (回収数量及び売却代金報告)

第 13 条 回収事業者会員は、会計状況を明らかにするために、前月の回収数量及び売却代金を翌月末日までに事務局へ報告する。

### (補則)

第 14 条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 22 年 1 月 25 日から施行する。

附則

この規約は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 1 月 14 日から施行する。

